



国民年金 だより

問い合わせ先

市民課 ☎(32) 8895

栃木年金事務所
☎0282 (22) 4131

国民年金学生納付特例

日本に住む20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生には、申請により在学中の保険料の納付が猶予される学生納付特例制度があります。

※未納のままだと、障がい基礎年金や遺族基礎年金に該当するような場合でも納付要件が満たされず、年金が受給できない場合があります。

■対象者

- ・大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校に在籍する方
 - ・一部の海外大学の日本分校に在学する方で、夜間・定時制課程や通信課程の方
- ※一部対象外の学校があります。

■所得基準額

免除を受ける年度の前年所得が118万円＋扶養親族の数×38万円＋社会保険料控除等以下であること

※本人の所得に限るため、家族の所得は問いません。

受給資格期間の短縮

平成29年8月から、年金を受給するために必要な期間が10年となりました。

資格期間が10年以上あることが確認できた方には、日本年金機構からご自宅宛に請求書（黄色）を発送しています。

ご相談・お手続きがお済みでない方は、事前に年金事務所にご予約のうえ早めにご相談ください。黄色の請求書が届かない方でも、任意加入の申し出により期間を加えられる場合や、合算対象期間を含めて年金を受給できる場合がありますので、ご自身の資格期間をご確認ください。

■資格期間 保険料納付済・免除期間、合算対象期間、厚生年金の加入期間など

■注意点

- ・年金を受給するための年齢要件に変更はありません。

承認期間と更新手続き

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなります。次の年度も同じ学校に在学予定である場合、4月上旬に更新の案内と申請書が送られてきますので、引き続き学生であれば、必要事項をご記入のうえ返送してください。

また、申請書を紛失した場合や、前年度と違う学校に在学している場合は、市民課で申請手続きが必要です。

■申請期間 4月1日(水)～

※2年1か月前までさかのぼって申請することができますので、申請を忘れてしまい、未納となっている方は早めにお手続きください。

■申請先 市民課

■必要なもの 年金手帳、印鑑、学生証または在学証明書、(退職して申請する場合)雇用保険の離職票または受給資格者証（2年間に限り前年の所得がないものとして審査を行います）

保険料の追納

学生納付特例が承認された期間は、老齢基礎年金を受け取るために必要な期間には算入されませんが、年金額には反映されません。

就職などで収入が得られるようになった場合は、将来受け取る年金額を増額するため、保険料を後から納めることができる追納制度を利用されることをお勧めします。

ただし、承認を受けた年度の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されます。

■申請先 市民課

■必要なもの 年金手帳、印鑑

- ・遺族の年金や障がいの年金の権利を有している場合、老齢の年金を決定しても併給調整により停止となることがあります。手続きを行っても、受け取る年金額が変わらないケースがあります。
- ・遺族厚生年金の受給要件は変わっていません。(亡くなられた方の資格期間が25年以上あることが必要)

年金機構の
黄色の封筒が届いた方は
年金が受け取れます
今すぐ
予約のお電話を！

0570(05)1165 (いい老後)

短縮

日本年金機構
Japan Pension Service